

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE12A00950		6MCZ1A00038 0001					
品名 または 件名							
島松駐屯地樹木伐採等役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
島松駐屯地			総一管 本間事務官（５２９３）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
島松駐屯地構内			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月28日（水）9時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 落札決定方法
- ア 総額により決定する。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
- (3) 入札の無効
- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
 - エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - オ 電話、電報及びFAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）
- (イ) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
- b 送付期限
令和8年10月27日（火）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (イ) 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和8年10月30日（金）15時00分
- (イ) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和8年10月30日（金）14時00分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「再委託承認申請書」を提出する。
なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載する。
- (8) 再委託者の確認
契約担当官は、再委託承認申請の承認に当たって、「再委託承認申請者」に記載された再委託者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、再委託を承認しない。
- (9) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班（担当：本間）
電話 0123-36-8611（内線5293）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：金光）
電話 0123-36-8611（内線5887）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (10) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (11) 公告掲示期間
令和8年10月1日～令和8年10月28日

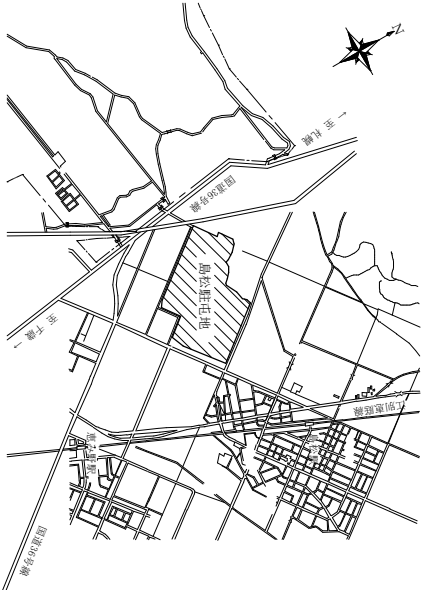
装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

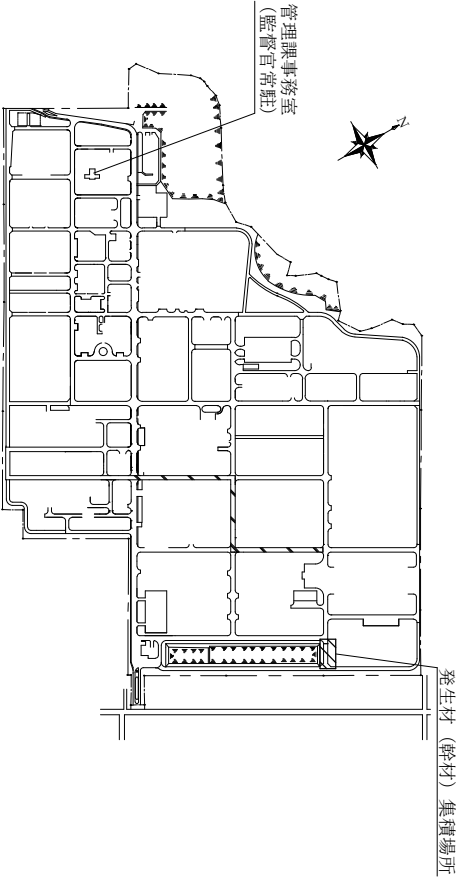
仕 様 書

- 1 役務件名
2 役務場所
3 役務概要
- : 島松駐屯地樹木伐採等役務
: 恵庭市西島松308番地
: (1) 樹木伐採15本
(2) 樹木剪定2本
(3) 運搬処分(枝等)

項目		事項														
1 総則	本仕様書及び図面は、陸上自衛隊島松駐屯地において実施する「島松駐屯地樹木伐採等役務」において必要な事項を制定する。															
2 疑義	仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。															
3 現場管理	(1) 作業現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い火災等の事故防止に努める。 (2) 出入り口及び危険性のある場所には、危険表示などの処置を行う。 (3) 作業現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。 (4) その他部隊側の諸規則及び指示に従い延滞なく作業を行う。 労働安全衛生法の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図る。															
4 安全管理	役務実施に先立ち、請負者は役務工程表及び関係書類を提出し、監督官の承諾を得る。															
5 実施計画書等	書類の整理は、請負業者の責任において監督官の指示通り遅滞なく行う。															
6 書類整理	<table><tr><th>分類</th><th>規格</th><th>部数</th><th>撮影箇所</th></tr><tr><td>着手前</td><td>サービス判以上</td><td>各1部</td><td rowspan="3">撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。</td></tr><tr><td>作業中</td><td></td><td>(アルバム等張付け)</td></tr><tr><td>完成時</td><td></td><td></td></tr></table>		分類	規格	部数	撮影箇所	着手前	サービス判以上	各1部	撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。	作業中		(アルバム等張付け)	完成時		
分類	規格	部数	撮影箇所													
着手前	サービス判以上	各1部	撮影箇所は隠蔽となる箇所及び監督官の指示する場所を撮影する。													
作業中		(アルバム等張付け)														
完成時																
7 写真	(1) (社)公共建築協会「工事写真の撮り方(改訂第2版)」を参考に整理する。 (2) デジタルカメラを使用して撮影する場合は、2,000画素以上のもので撮影する。															
8 作業時間	本役務の作業時間は、原則平日の8時15分から17時の間とし、作業期間中の土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日のほか、夏季及び年末年始の官側が指定する日を作業不可日として見込む。 作業完了に際しては、作業現場の後片付け清掃等を行う。															
9 後片付け	電気・水道は、請負業者の負担において準備する。															
10 電気・水道	本役務終了後、特記仕様書及び図面等に基づき、請負業者・監督官が立会いのうえ、検査官が指定した日時に行う。															
11 竣工検査																
1 作業内容	(1) 樹種・樹高及び樹径は本仕様書による。 (2) 樹木の伐採位置は、可能な限り地表面に近い高さで切断する。 (3) 剪定する樹木は電線等と樹木の間に少なくとも1m以上の離隔距離を確保すること。 (4) 感電防止措置は、請負業者が行う。 (5) 細部実施内容は、着手前に監督官と協議する。															
2 発生材	(1) 目通り径10cm以上の幹材は、長さ2.4mに切り揃えて、図示(細部は官側の指示)の場所に運搬し集積する。 (2) 上記以外の幹・枝等の発生材は、関係法令に従い請負業者が適切に運搬・処分する。															
特記事項																



案内図 S=1:20,000



駐屯地配置図 S=1:10,000

役務名	島松駐屯地樹木伐採等役務	図面番号	1 / 2
種 別	仕様書・案内図・駐屯地配置図	縮 尺	図 示
総務部長	管理課長	営繕班長	企画係長
			施設管理主任
			管財主任
			設 計
北海道補給処総務部管理課営繕班			
令和8年 月 日			

No. 1～4

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
シラカバ	37	13	1本
シラカバ	42	13	1本
ニセアカシア	50	10	1本
ミズキ	34	10	1本

No. 5

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
カラベツ	43	12	1本

No. 6

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
サクラ	27	8	1本

No. 7

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
イチヨウ	25	9	1本

No. 8、No. 9

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
シラカバ	30	12	1本
シラカバ	30	12	1本

No. 10

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
シラカバ	23	12	1本

No. 11

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
シラカバ	35	13	1本

No. 12、No. 13

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
ニオイヒバ	20	7	1本
ニオイヒバ	16	7	1本

No. 14、No. 15

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
アカエゾマツ	21	10	1本
アカエゾマツ	24	10	1本

No. 16

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
アカエゾマツ	24	10	1本

No. 17

伐採樹木表			
樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	本数
アカエゾマツ	26	9	1本

樹木配置図 S = 1 : 5 , 0 0 0

凡例

●

伐採樹木：1 5 本

■

剪定樹木：2 本